

# 南足柄市立南足柄中学校 いじめ防止基本方針

平成 27 年 5 月

(令和 2 年 4 月改訂)

南足柄市立南足柄中学校

本校では、「いじめをしない・させない・許さない」生徒の育成に努め、次のとおりいじめを防止するための基本的な方針を定めます。

## 1 いじめに関する基本的な考え方

- 「いじめ」とは、生徒に対して、「一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

## 2 学校及び学校の教職員の責務

- 生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の各関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、教職員がいじめを抱えこまず、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処します。

## 3 学校におけるいじめの防止

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 学校におけるいじめを防止するため、保護者、学校運営連携協議会や各関係機関との連携を図りつつ、生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講じます。

## 4 いじめの早期発見のための措置

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係を構築します。
- けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断します。
- いじめを早期に発見するため、原則、学期に 1 回生徒に対してアンケート調査及び聴き取り調査等を実施します。
- スクールカウンセラーの協力を得ながら、教育相談担当が中心となって、生徒及びその保護者の状況を把握するとともに、相談しやすい環境づくりを行います。
- いじめに係る相談に当たっては、家庭、地域社会等との連携のもと、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利、その他の権利利益が擁護されるよう配慮します。

## 5 いじめの防止等のための対策に関する資質の向上

○定期的に会議をもつことで生徒指導上の情報交換を行い、いじめ防止に資するとともに、教職員対象のいじめの防止等に関する研修を実施します。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

○発信された情報が急速に広まってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

## 7 学校におけるいじめの防止等のための組織

○「いじめのない学校づくり推進委員会」を常設し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを組織の一員として、生徒指導部、生徒支援部が中心となって、いじめの防止等に関して取り組みます。

## 8 いじめの早期解決のための措置

○いじめに係る通報を受けたときその他生徒がいじめを受けているときは、直ちに情報共有を行い、必要に応じて「いじめのない学校づくり推進委員会」を開催します。また、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、「いじめのない学校づくり推進委員会」を開いた際にはその結果を南足柄市教育委員会に報告します。

○事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって組織的に対応します。生徒の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び、外部関係機関の協力を得ながら、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。

○必要に応じて、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。

○教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための説明会を実施する等必要な措置を講じます。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求めます。

○いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

## 9 校長及び教員による懲戒

- 校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加えます。

## 10 学校による対処

- 次に掲げる場合には、南足柄市教育委員会の指導及び支援を得ながら、その重大な事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに学校内に特別組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。また、いじめを受けた生徒および保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表します。

- いじめにかかわる重大な事態の発生が確認された場合には、南足柄市教育委員会にその旨を報告します。

## 11 学校評価における留意事項

- いじめの防止等のための対策に関する学校評価は、いじめの事実が隠蔽されず、また、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組み等について適正に評価します。